

教育委員会提出議案

第10号議案

豊島区文化財の登録について

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区文化財の登録について

豊島区文化財の登録について、次のとおり決定する。

1. 根拠法令

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号による

2. 審議事項

(1) 豊島区文化財の登録

①有形文化財（考古資料）

名称：染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia 駒込染井地区）

出土遺物1件

所有者：豊島区

管理者：豊島区教育委員会

②有形文化財（考古資料）

名称：巣鴨遺跡（ベルハイム巣鴨地区） 出土遺物1件

所有者：豊島区

管理者：豊島区教育委員会

3. 登録の理由

別紙「答申書（写）」の通り

（説明）

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号の規定により、豊島区文化財保護審議会に、文化財の登録について諮問したところ、別紙のような答申を得た。

よって豊島区文化財保護条例第7条の規定により文化財を登録するため、本案を提出する。

第 1 0 号 議 案
令和 8 年 第 3 回 臨時 会
8. 3. 26 文 化 事 業 課

答 申 書

写

豊島区文化財保護審議会

令和8年3月5日

豊島区教育委員会 様

豊島区文化財保護審議会
会 長 大石 学

豊島区文化財の登録について（答申）

令和7年11月11日付、7豊文事発第1082号をもって諮問がありました豊島区文化財の登録について、豊島区文化財保護審議会において、令和7年11月18日と令和8年3月5日の2回にわたり審議を行った結果、下記の通り意見が一致したので答申します。

記

1. 登録件名

(1) 有形文化財（考古資料）

名 称 有形文化財（考古資料）

名 称 染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia駒込染井地区）

出土遺物 1件

所有者 豊島区

管理者 豊島区教育委員会

(2) 有形文化財（考古資料）

名 称 巣鴨遺跡（ベルハイム巣鴨地区） 出土遺物 1件

所有者 豊島区

管理者 豊島区教育委員会

このことについて、諮問のとおり登録することに異議ありません。

有形文化財

1. 名称 染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia駒込染井地区）出土遺物
2. 数量 出土遺物1件（縄文・中世・近世・近代の遺物）整理箱273箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所有者 豊島区
5. 管理者 豊島区教育委員会

6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第1豊島区登録文化財 1豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。

7. 登録理由 登録する遺物は、レジデンスジェイティ地区およびBrillia駒込染井地区における駒込四丁目9番27号のマンション建築計画に先立つ1992（平成4）年ならびに2006（平成18）年の発掘調査による出土遺物である。

染井遺跡は旧石器から近代の幅広い時代にわたって人々の生活痕跡が確認される遺跡である。本遺跡は、とりわけ近世が中心であり、日光御成道より北西方向に分岐する染井通りを境として、南半分は津藩藤堂家下屋敷および抱屋敷が所在し、北半分は伊藤家や丹羽家をはじめとした植木屋が集住した場所であったため、これらに関わる遺構・遺物が発見される。

登録する遺物の調査地点は、津藩藤堂家下屋敷の屋敷地内にあたる。藤堂家が当地に下屋敷を拝領したのは1658（明暦4・万治元）年であるとされている。その後、慶安年間（1648～1652）に抱屋敷として土地を取得し、延宝年間（1673～1681）までに屋敷地の範囲が固まったとも考えられている。

調査の結果、遺構は近世の堀、溝状遺構、建物址、柵または塀、地下室、井戸、廃棄土坑、採土坑、生垣、植栽痕、小穴などが発見された。遺物は縄文土器、中世土器、近世から近代の陶磁器・土器、瓦、磁製品、陶製品、土製品、木製品、石製品、金属製品、銭貨、ガラス製品、骨角製品などが出土した。

本地区において遺物が多量に出土した遺構は、津藩藤堂家下屋敷内部

を区画する堀（レジデンスジェイティ地区1号堀・Brillia駒込染井地区201号遺構）と、採土坑（レジデンスジェイティ地区70号a・Brillia駒込染井地区283号a遺構）の2基である。

堀および採土坑からは近世を主体とした遺物が出土している。両遺構の出土遺物の総計は、本地区出土遺物の3分の2を占めている。また、用途については、両遺構とも食膳具が中心であるが、調理具、貯蔵具、照明具、暖房具、化粧道具、信仰道具といった幅広い器種がみられる。かわらけも多く出土しており、精製かわらけも確認されることから、宴会後の廃棄も行われていたと考えられている。廃絶年代は遺構の新旧関係や出土遺物の年代観から、18世紀後葉から末葉頃と推測される。

津藩藤堂家下屋敷は、屋敷内部を堀によって区画していることが既存調査で明らかになっている。遺構の展開状況から、北側には堀に沿った並木道と庭的な空間が広がり、南側は居住・生活空間であることが推測されており、家臣の居住空間である可能性がある（豊島区教育委員会2012）。また、出土遺物の年代観は、プラウド駒込地区や三菱重工業染井アパート地区において発見されている堀の廃絶年代と類似する。

これらの近世遺物は、出土状況を鑑みると津藩藤堂家下屋敷の家臣の居住空間における生活雑器の可能性が想定され、また、津藩藤堂家下屋敷における家作の時期を総合的に検討しうる上で重要である。

縄文土器は計10点、中世土器は計29点が出土している。近世以降の遺構・包含層などから出土しているため、縄文時代・中世の遺構に伴うものではない。ただし、既存調査においても縄文土器が包含層から発見されることがあり、谷田川右岸では中世に遡る可能性がある遺構が発見されている（豊島区遺跡調査会2001）ことから、中世の活動痕跡が示唆される遺物である。

近代遺物については、陶磁器・土器や銭貨、ガラス製品が少量出土するのみである。「東京近傍一万分1地形図」1909～1945年（豊島区立郷土資料館2011）では本地区には広葉樹や針葉樹の林が連なっている。出土遺物が僅少であったことから、近代においては本地区が人々の生活空間ではなかったことが窺われる。

以上、本地区の出土遺物は周辺的生活環境を反映する貴重な遺物である。

8. 参考資料 『染井XⅢ 東京都豊島区・染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia駒込染井地区）の発掘調査』豊島区教育委員会 2012年

『染井Ⅶ 東京都豊島区・染井遺跡（プリンスハイツ駒込地区）の発掘調査』豊島区遺跡調査会 2001年

『豊島区地域地図 第4集改訂版』豊島区立郷土資料館 2011年



陶器・碗
(肥前)



磁器・皿
(肥前)



陶器・徳利
(瀬戸・美濃)



土器・精製かわらけ
(江戸近郊)



土器・丸火鉢
(江戸近郊)

有形文化財

1. 名 称 巢鴨遺跡（ベルハイム巢鴨地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物1件（縄文時代、近世から近代の遺物）整理箱99箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。
7. 登録理由 登録する遺物は、2001（平成13）年に実施した巢鴨遺跡の発掘調査による出土遺物である。

調査した地点は巢鴨遺跡を北西から南東に貫通する旧中山道（現在の地蔵通り）から路地を7、80メートル南西に入った場所に立地し、江戸時代には、中山道沿いに連なる巢鴨町とその裏手の巢鴨村との境界付近であったと思われる。また、この地域は江戸時代には植木屋の屋敷があった場所として知られており、関東大震災以後には「香樹園」という盆栽を主な商品とする植木屋が昭和戦中期まで営まれていた。

発掘調査では、樹木が植わっていた痕跡や植木室として用いたと推測される地下室など植木屋関係の遺構や、アジア・太平洋戦争中に構築された退避壕など、江戸時代から昭和戦中期の痕跡が数多く発見された。

遺物は、総数二万点近くの陶磁器、土器、金属製品、ガラス製品などが出土している。製作年代が推定できる遺物は、縄文時代の土器2点のほかは、江戸時代から昭和初期の遺物である。

本地区出土遺物の特徴は、遺物の約7割が植木鉢である点にある。

植木鉢は、土師質や瓦質の土器、陶器、磁器などの材質で、無釉、無紋のもの、多様な技法で施文されたもの、深い鉢型のものや浅い鉢型のもの、播鉢や手水鉢の底に穴をあけて植木鉢に転用したものなど、バリエーションが豊富である。

そうした植木鉢の生産地も多様であり、瀬戸・美濃のほか益子と思

われる北関東系のもの、万古、堺、常滑、肥前産と思われるものなど、各地の焼き物が用いられている。年代は1820年代以降、近代の物が多いが、18世紀代から生産されている陶器植木鉢も含まれる。

植木鉢の形や模様の特徴、植木鉢が特定の遺構からまとまって出土するという傾向、植木鉢に伴って出土する遺物の年代などの分析をとおして、この場所で植木屋としての生業が開始されるのが18世紀の第3四半期であること、鉢植えから盆栽への転換という植木屋の生産品の変化など、本地区周辺で営まれた植木屋の実態を解明する重要な手がかりが得られている。

以上のように、本地区出土資料は、当地で営まれた植木屋の実相をよく反映しており、江戸時代から昭和戦中期に至る本地区周辺で活動した人々の様相を示す貴重な資料である。

8. 参考資料 『巣鴨町X I 東京都豊島区・巣鴨遺跡（ベルハイム巣鴨地区）の発掘調査』 豊島区遺跡調査会 2007年3月



陶器・植木鉢
(瀬戸・美濃)



陶器・半胴甕類赤津ハンド転用植木鉢
(瀬戸・美濃)



陶器・植木鉢
(万古?)



磁器・植木鉢
(肥前?)



土器(瓦質)・植木鉢
(江戸近郊)



陶器・播鉢転用植木鉢
(堺)